

木曾岬町障害者活躍推進計画

令和7年3月

機関名	木曾岬町
任命権者	木曾岬町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
木曾岬町における障害者雇用に関する課題	木曾岬町においては、必要とされる人数の障害者雇用を行っており、令和7年3月時点では法定雇用率（2.8%）を達成している。 しかしながら、令和8年7月から新たな法定雇用率（3.0%）が適用される予定であることから、引き続き積極的な採用活動を行うことが必要である。
目標	
①採用に関する目標	○障がいのある職員の実雇用率について、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進歩管理を行う。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報時に、人事記録等により把握・進歩管理を行う。
取組内容	
1.障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務政策課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2.障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、職務整理表や組織内アンケート等を活用して、負担なく遂行できる職務の選定（既存業務の切出し等）及び創出（複数の作業の組み合わせによる新規業務の創出等）について検討する。
3.障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○人事評価面談の際、障害者である職員に対して、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4.その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。
-------	--